江戸川区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条　この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十九条の四第一項の規定により適用される法第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、江戸川区における一時保護委託者の登録等に関する基準について定めるものとする。

（一時保護委託者の登録等に関する基準）

第二条　法第三十四条の二十二第二項の規定による条例で定める基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号）の定めるところによる。

（委任）

第三条　この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。